

平成22年度 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

市民部市民課、課税課、納税課、保険年金課

3 監査の範囲

平成22年4月1日から12月31日までに執行された財務に関する事務及びその他関連する事務事業等

4 監査の期間

平成23年1月11日から平成23年3月1日まで

【説明聴取日 平成23年1月25日】

5 監査の主眼及び方法

監査に当たっては、監査対象部課において執行された財務に関する事務及びその他関連する事務事業等が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、書類審査並びに説明聴取を実施した。

第2 監査の結果

所管課別の監査結果は以下のとおりである。なお、組織及び所管の概要、平成22年度主要事務事業の成果は、平成22年12月末現在の内容である。

1 市民課

(1) 組織及び所管の概要

課長	受付係	正規職員8人、嘱託・臨時職員11人
		住民基本台帳、印鑑登録、住居表示、連絡所、母子健康手帳・自動車臨時運行の許可 等
	戸籍係	正規職員4人
		戸籍、外国人登録、火葬・改葬の許可 等

(2) 平成 22 年度主要事務事業の成果

22 年度の主要な事務事業は以下のとおりであり、計画どおり進行している。

① 窓口満足度アンケート調査の実施

窓口での事務改善を推進し更なるサービス向上を図るために、四半期ごと(6.9.12月)に実施した。「満足、やや満足」と答えた人の割合は、①接客態度 81.7%、②職員の説明 77.3%、③待ち時間 52.9%、④案内表示 63.5%、⑤手続きの仕方 63.8%で、全項目において、前年度比 5%以上の数値を上げることができた。

② 外国人住民の住民基本台帳作成

平成 21 年 7 月に住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布され、外国人市民を住民票に記録することになったので、関係部署と協議を行うとともに、国等における説明会等に参加し運用開始に向けた取り組みを行った。

(3) その他

- 歳入歳出予算の執行について、提出された資料と関係書類を照合した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。
- 前渡金の清算については、適正に執行されているものと認められた。
- 郵券(切手)については、その現物と受払台帳の残高との照合を行った結果、おおむね適正な管理が行われているものと認められた。

2 課税課

(1) 組織及び所管の概要

課長	市民税係	正規職員 7 人、臨時職員(育児休暇代替)1 人、※2係共通臨時職員 1 人
	市民税・都民税・法人市民税・軽自動車税・市たばこ税の課税	等
	資産税係	正規職員 8 人、臨時職員 1 人、※2係共通臨時職員 1 人
	固定資産税・都市計画税の課税	等

(2) 平成 22 年度主要事務事業の成果

22 年度の主要な事務事業は以下のとおりであり、計画どおり進行している。

① 公平で適正な課税の確保

市民税個人分については、はがき催告(2回実施)、勤務先への問合せにより、一定の条件で抽出した未申告者の 37.5%から申告を得ることができた(課税件数 146 人 9,055,500 円)。市民税法人分については、実態調査等を行い、再度申告を依頼した(申告書提出等 6 社 40 万円)。固定資産税償却資産分については、現況調査等を実施し、新規対象者を捕そくした。

② 法人市民税システムの更新事業(完了)

現システムの再リース期間が満了することに伴い、新たなシステムに更新した。

主なシステムの移行作業は、情報化推進委員会においての機種選定の承認、システム改修委託契約等を経て、12月に新旧システムを平行稼動し移行確認を行った（新システムの本稼動は23年1月）。このことにより、システムの安定運用、課税システムの連携による収納管理の一元化、電子申告の媒体を介しての取り組みに対応などの効果が生じている。

(3) その他

- 歳入歳出予算の執行について、提出された資料と関係書類を照合した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。
- 郵券（切手）については、その現物と受払台帳の残高との照合を行った結果、おおむね適正な管理が行われているものと認められた。

3 納税課

(1) 組織及び所管の概要

課長 — 納税担当 正規職員 10 人、臨時職員(育児休暇代替)1 人、嘱託・臨時職員 6 人
市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の徴収 等

(2) 平成 22 年度主要事務事業の成果

22 年度の主要な事務事業は以下のとおりであり、計画どおり進行している。

① 市税等収納率の向上

市税等の収納率を向上するため、現年度分滞納者については、高額納税者の納税状況の把握と進行管理を徹底するとともに、全庁的な協力を得て、納期後の電話催告など早期の対応を実施する。また、現年度分滞納者への差押え・処分を行い、新たな滞納の発生を防止した。滞納繰越分については、滞納管理システムの運用により、滞納処分に早期着手するなど処分を強化し、収納率の向上を図った。なお、12 月末の収納率の実績は次表のとおりである。

	現年度	滞納繰越分	全体
市 税	64.0% (△0.1)	22.5% (4.4)	62.1% (△0.1)
国民健康保険税	57.2% (1.4)	15.9% (3.0)	44.8% (1.0)

※ ()内は前年度同月比

(3) その他

- 歳入歳出予算の執行について、提出された資料と関係書類を照合した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。
- 前渡金の清算については、適正に執行されているものと認められた。
- 郵券（切手）については、その現物と受払台帳の残高との照合を行った結果、おおむね適正な管理が行われているものと認められた。

4 保険年金課

(1) 組織及び所管の概要

課長	—	保険係 正規職員 7 人、嘱託・臨時職員 5 人、※2係共通臨時職員 1 人
		国民健康保険事業、国民健康保険税の賦課 等
		高齢医療・年金係 正規職員 4 人、年金相談員 2 人 ※2係共通臨時職員 1 人 後期高齢者医療事業、国民年金 等

(2) 平成 22 年度主要事務事業の成果

22 年度の主要な事務事業は以下のとおりであり、計画どおり進行している。

① 特定健康診査の実施

「羽村市特定健康診査・特定保健指導実施計画」に基づき、内臓脂肪症候群に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査を実施した。受診率向上のため、受診券送付前に受診勧奨はがきの送付（11,635 件）や、広報はむらや羽村市HPへの掲載等を実施した結果、12 月末時点では、前年度を 2.0 ポイント上回る 42.4%の受診率となっている。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
実施計画目標値	35.0%	37.0%	40.0%
実績	41.1%	40.4%	42.4% ※12月末実績

② 特定保健指導の実施

「羽村市特定健康診査・特定保健指導実施計画」に基づき、特定健康診査の結果から保健指導対象者を抽出し、対象者を「積極的支援」及び「動機付け支援」等に階層化し、それぞれに適した保健指導を実施する。22 年度の特定保健指導は、23 年 1 月から行う予定で、その準備について計画どおり進行中である。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
実施計画目標値	10.0%	15.0%	20.0%
実績	32.8%	30.7%	—

(3) その他

- 歳入歳出予算の執行について、提出された資料と関係書類を照合した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。
- 前渡金の清算については、適正に執行されているものと認められた。
- 郵券（切手）については、その現物と受払台帳の残高との照合を行った結果、おおむね適正な管理が行われているものと認められた。

6 総括

市民部各課の財務に関する事務及びその他関連する事務について監査した結果、各事務事業とも法令に準拠し、市の予算及び実施計画等に基づいて実施されており、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、監査における個別の意見等は、下記のとおりである。

■ 意見・要望・評価する点について

- 窓口業務の多い市民部は、市民サービスを提供する市役所の最前線の職場と位置づけられる。今年度、市が実施した市政世論調査報告書によると、「羽村市役所等、羽村市の公共施設職員の窓口対応」について、83.5%の人が重要であると答え、71.5%の人が満足と答えている。このように、市民の窓口業務への満足度は高く、日ごろの市民部の窓口業務の成果を評価するところである。
- 市民課は、窓口の事務改善に役立てるため、独自に四半期ごとに窓口満足度アンケート調査を実施している。22年度に実施した、これまでの集計結果をみると、「満足、やや満足」と答えた人の割合が前年度比5%以上を上回る67.8%を得ており、毎年度、事務改善を行っている成果として評価するものである。なお、参考として、市民課窓口に隣接して設置してある自動交付機については、リース終了時期に、設置の是非について検討を要すのではないかとこの点を付記する。
- 課税課では、一定の条件で抽出した市民税個人分未申告者の37.5%から、はがき催告等により申告書の提出を受け、146人906万円の課税に結び付けている。この数値は、21年度の数値より12月末時点で54人303万円増加している。また、資産税償却資産分についても、新規事業所を把握するため現況調査等を実施している。このような努力は、税の公平性の観点から評価するところである。言うまでもなく、市税は、財政の根幹をなすものであり、市政運営の大きな鍵となっている。今後も、継続して、公平で適正な課税を確保されたい。
- 納税課においては、先進的な事例となる過払い金の取立訴訟や不動産の公売、新たな滞納の発生を防ぐための現年度分滞納者へ電話催告や臨戸訪問など、収納率を上げるために様々な取り組みを行っている。その努力は、現下の厳しい社会経済状況の中にもかかわらず、特に滞納繰越分の収納率に確実に表れており評価するところである。23年1月以降に、納税課以外の職員動員による戸別訪問徴収も実施されるということであるが、徴収努力を知ることは経営感覚を養うことにつながると考える。納税課職員の全職員への指導と更なる努力をお願いしたい。
- 保険年金課の事務事業である国民健康保険制度、後期高齢者医療制度等の事務は、制度改正等により、ますます複雑化している。また、医療費も年々増加しており、様々な課題がある。このような状況の中、事務事業を的確に推進していることを評価するものである。今後も、時代の変化に柔軟に対応できるよう情報収集等に励み、市民サービスの向上に努められることを期待するものである。

- なお、事務局調査で、羽村市物品管理規則第 20 条による「物品取扱員は、備品の共有状況を把握するため、備品台帳（副本）により、品目ごとに整理しなくてはならない」となっている点において、同部内で、備品と備品台帳に不整合が見受けられた。については、適正な管理が行われるよう事務処理にあたられたい。